

## 市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)の一部を次のように改正する。

第3項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この議案は、令和2年4月1日から施行する。